

# I. 退職共済事業に関する事項について

---

## 3. 据置制度について

据置制度とは、被共済職員が被共済職員期間中に満 60 歳の誕生日を迎えたときは、その該当年度末(3 月)まで掛金を納付し、満 60 歳を迎えた次年度以降も、引き続き勤務する場合には、次年度以降の掛金は納付せず退職するまでの期間据置とする制度です。

### 《据置制度と退職時の留意点》

据置制度は、満 60 歳を迎えた年度まで掛金を納入し、次年度以降も引き続き勤務する場合には、次年度以降、掛金は発生せず据置期間となり、その後、退職をする際、満 60 歳を迎えた年度の本俸月額を基に退職手当金の算出を行うことです。

就業規則上、60 歳定年制の場合で、定年(退職)後、再雇用により翌年度以降(満 60 歳になった次年度)も雇用契約の変更(嘱託職員等)により引き続き勤務をする場合には、その時点で退職手当金の請求を行わず、次年度以降据置とし、再雇用契約等が満了し退職する時点で、退職手当金の請求を行うことができます。

再雇用により、本俸月額が下がっても、退職時の退職手当金の算出基礎額は、満 60 歳の年度の本俸月額となり、加入期間乗率に据置期間乗率を加算して算出しますので、加入者(被共済職員)の不利益にはなりません。

ただし、ご本人様(被共済職員)が、満 60 歳の定年時(退職)に退職手当金の請求を行いたい場合には、その限りではありません。(その場合にはその後再加入することが出来ません。)

- ☞ 65 歳定年制の場合には、満 60 歳以降は自動的に据置となります。
- ☞ 第二種制度は、被共済期間中に満 65 歳に達した場合は、その該当年度まで掛金の納付を行うこと。(現行制度が据置となり掛金が発生しない場合でも、第二種制度の掛金は 65 歳まで納付いただきます。)
- ☞ 退職をしないにも関わらず、据置になるからといって、その段階で退職手当金の請求を行うことは出来ません。退職をしない限り退職手当金の請求は行えません。
- ☞ 満 60 歳を迎えた次年度以降の勤務形態が、本会加入要件を満たしている場合のみ据置ことが出来ます。
- ☞ 独立行政法人福祉医療機構については、退職月から遡って 6 ヶ月の本俸月額の平均により退職手当金の算出を行うため、再雇用により本俸月額が下がる場合には、満 60 歳の定年退職時に、一旦退職手当金の請求を行い、再加入(加入条件を満たしている場合)の手続きをすることが必要と思われれます。